平成２３年（フ）第１００号
熊本県玉名市岱明町古閑318番地１
債務者　米﨑　真澄
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第２６７号
山形市小白川町５丁目19番10―403号　市営松原アパート、前住所山形市青田５丁目13番33号　佐藤アパート１号
債務者　石黒　晃司
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山形地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第４号
山形市西田２丁目１番３号　西田遠藤アパート104号、申立時の住所山形市下条町２丁目18番20号　ＫＳガーデン21―202号
債務者　牛澤　　剛
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山形地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第１０号
山形市清住町３丁目３番54号
債務者　岩渕ハマ子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山形地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第４号
和歌山県西牟婁郡白浜町中２番地
債務者　西嶋智江子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２３年（フ）第７２２号
埼玉県草加市瀬崎２丁目43番５号、町名地番変更前の住所埼玉県草加市瀬崎町412番地
債務者　佐々木昌子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２４年（フ）第２９号
埼玉県吉川市大字上内川545番地15
債務者　三島木榮江
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第３２号
埼玉県秩父市寺尾2046番地14
債務者　浅賀　一夫
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２４年（フ）第２号
埼玉県秩父市中村町２丁目12番13号　メゾン保田Ｃ―101
債務者　栁　　鉄也
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２４年（フ）第２０号
相模原市中央区上溝1670番地12　フォーレスト402
債務者　小林セイ子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２３年（フ）第２８１号
新潟県長岡市左近３丁目45番地
債務者　中野　里美
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２４年（フ）第１０号
新潟県小千谷市大字千谷甲1111番地59　千谷のぞみ団地住宅408号
債務者　三笠　敬介
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２４年（フ）第１１号
新潟県小千谷市大字千谷甲1111番地59　千谷のぞみ団地住宅408号
債務者　三笠みさえ
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２４年（フ）第５０７号
大阪府守口市八雲西町２丁目５番５―202号、前住所大阪府守口市金田町１丁目21番31号
債務者　横田　伸也
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第８３７号
川崎市多摩区西生田３丁目17番35号　ヒルトップハイツ107
債務者　本田芽久美
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２３年（フ）第３１３２号
横浜市青葉区みたけ台17番地９　第１スカイハイツ107
債務者　古川　健二
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第７６号
東京都国立市富士見台４丁目10番地の17シマダビル３Ｆ
債務者　島田真智子（旧姓伊佐）
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部